

## 随意契約理由書

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 1 業 務 名   | 次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する調査研究及び検証業務 |
| 2 業 者 名   | 一般財団法人 阪神高速 先進技術研究所                |
| 3   |                                    |
| <p>本業務は、阪神高速道路における道路交通管制高度化に向けて、画像処理技術を適用した将来系の基本となるシステムを「次世代映像情報システム」と位置づけ、迅速な「異常事象検出」を可能とし、お客様サービスの向上に寄与するとともに、交通流動等の把握による災害時も含めた交通対策／渋滞対策に資することを目的とする。「次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する基礎調査研究業務（以下、「基礎研究業務」とする）」において整理した要素技術情報を元に、阪神高速道路が保有する監視カメラ映像（以下、「検証用映像データ」という。）を用いた画像処理技術（ハードウェアを除く）にかかる実証実験の実施、並びに計測／検出対象、計測誤差、検出精度、処理性能等に関する実現性の評価を行うものである。また、検討にあたっては有識者による委員会等を組織し、独自性の高いシステムに対して、審議を行いながら進めていくものとする。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本システムのニーズを熟知し、システムに必要な情報の選別・収集を的確に行えること。</li> <li>② 基礎研究業務の結果を深く理解し、必要要素技術の実証実験を効果的に実施できること。</li> <li>③ 汎用的でない本システムについて、委員会審議等を通し幅広い意見を取り入れながら開発を進められることが求められる。</li> </ol> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、当該研究所）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 阪神高速道路の交通管制の高度化に関する研究、電気通信設備におけるAI活用等の検討業務を通じて、当社が抱える運用上の課題、ニーズを熟知している。</li> <li>② 基礎研究業務を受注しており、その業務で生じた課題や学術的な知見を有する。</li> <li>③ 学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を有し、AI等新技術に関する勉強会等の開催実績を有する。</li> </ol> <p>本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、契約の相手方として選定する。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所を選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかったため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規程により、随意契約するもの。</p> |                                    |
| <p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>  |                                    |